

高速増殖原型炉「もんじゅ」控訴審判決に対する上告受理申立て理由書の提出について

平成15年4月1日  
原子力安全・保安院

1月31日に「もんじゅ」控訴審判決に対する上告受理申立てを行ったところですが、3月27日、名古屋高等裁判所金沢支部に対して、上告受理申立て理由書を提出しました。

(参考1) 本件訴訟の概要

- ・控訴人：磯辺 善三 等32名（平成14年4月結審時）
- ・被控訴人：経済産業大臣（平成13年中央省庁等再編により変更。提訴時内閣総理大臣）
- ・提訴期日：平成12年3月24日（第一審は昭和60年9月26日）

(参考2) 高速増殖原型炉「もんじゅ」の概要

- ・型式：ナトリウム冷却型高速増殖炉（LMFBR）
- ・熱出力：71万4千kW（電気出力：約28万kW）
- ・燃料：プルトニウム・ウラン混合酸化物燃料
- ・昭和58年5月設置許可処分
- ・平成6年4月初臨界、平成7年8月初送電
- ・平成7年12月に発生した2次系ナトリウム漏えい事故以降運転停止中。
- ・平成13年6月原子力安全・保安院に第4回設置変更許可申請があり、平成14年12月変更許可処分。

(参考3) 「もんじゅ」上告受理申立理由の要点（別添）

(参考4) これまでの経緯（別添）

(参考5) 「もんじゅ」控訴審判決の技術的問題点（別添）

# 「もんじゅ」上告受理申立て理由の要点

平成15年3月  
原子力安全・保安院

上告受理申立て理由としては、最高裁判例違背、法令解釈の重要な誤りのみが認められている（民事訴訟法312条1項）ことから、理由書においては、下記のような原判決の判例違背及び原子炉等規制法の解釈の重大な誤りについて詳述している。

- ・本件安全審査において妥当性が認められた事故防止対策によっては、安全確保ができないことを具体的に認定判断せず、多重に施された安全確保のための機能が全て働かないという、非現実的な仮定の下で、「具体的な危険性が否定できること」を基準に違法としたこと

高裁判決は、安全確保ができないことを、具体的な根拠に基づいて認定、判断しないで、安全審査を違法としている。さらに、高裁判決が言うような、技術的にみてほとんどの仮定を幾つも重ね、多重に施された安全確保のための機能が全て働かないことを前提としてもなお安全性が確認されているということは非現実的であり、いわば実現不可能なことを求めているに等しい。原子炉等規制法はこのような「安全性」を求めているものではなく、社会通念上容認し得る水準の安全性を求めているもの。

- ・設置許可では基本的な設計を審査し、詳細設計については次の段階での規制対象とする原子炉等規制法の仕組みに実質的に反していること

原子炉等規制法は、設置許可処分時点の安全審査では基本設計及び基本的設計方針について確認し、機器の詳細設計は、次の段階である「設計及び工事の方法の認可」以降で許認可を行うという、「段階規制」という手法を採用している。

しかし、高裁判決は、「設計及び工事の方法の認可」など後続の規制において審査の対象とすべきものを、実質的に当初の設置許可段階における審査の対象と解釈し、審査に欠落があるとしている。

- ・新知見が発見された場合、その知見を当てはめてもなお安全審査の結論が維持されるかどうかを問題にしないで、直ちに違法となるとしたこと

高裁判決は、新知見が発見されれば、安全審査の結論が維持されるかどうかを問わないで、直ちに安全審査に違法があり、新知見を考慮してなかっただけで違法になるとしている。

しかしながら、設置許可時の安全審査の後に新知見が発見されても、原子炉等規制法の設置許可の要件である「災害の防止上支障がないものであること」がなお維持される限り、処分が違法となる理由はない。

- ・具体的根拠なく専門技術的判断を否定したこと

高裁判決は、安全評価の妥当性（事象の想定、解析条件等）及びこれに基づく安全審査について、原子力安全委員会等が行った専門技術的判断の妥当性を具体的根拠なく否定しており、「伊方最高裁判決」で示された専門技術的判断の尊重の考え方と違背している。

- ・行政処分の無効要件について、明白性の要件を不要としたこと

高裁判決は、行政処分を無効とするには「重大かつ明白な違法性が必要」とした過去の最高裁判例を逸脱し、安全審査の瑕疵の明白性は不要としている。

# これまでの経緯

	安全審査、運転等の流れ	訴訟の流れ
昭和58年(1983年)5月 昭和60年(1985年)9月 昭和62年(1987年)12月 平成元年(1989年)7月	原子炉設置許可	無効確認訴訟提訴 福井地裁判決(国側敗訴 原告適格全員否定) 名古屋高裁金沢支部判決(国側勝訴 原告適格一部認容)
平成4年(1992年)9月		最高裁判決(国側敗訴 原告適格全員認容) →福井地裁へ差戻
平成6年(1994年)4月 平成7年(1995年)12月 平成10年(1998年)3月	初臨界 ナトリウム漏えい事故 科学技術庁「安全性総点検報告」 ナトリウム漏えい対策の設備及びマニュアル等の改善を指摘	
平成12年(2000年)3月 平成13年(2001年)1月	省庁再編に伴い、主務大臣が内閣総理大臣(科学技術庁)から経済産業大臣に変更	福井地裁判決(請求棄却 国側勝訴)
平成13年(2001年)6月	原子炉設置変更許可申請書受理 ナトリウム漏えい対策に関する設備改善を内容とするもの	
平成13年(2001年)12月	指導文書発出(その後申請書補正) 高温ラブチャ発生防止に関して、変更許可申請書の記載改善を指導	
平成14年(2002年)12月 平成15年(2003年)1月	原子炉設置変更許可	名古屋高裁金沢支部判決(請求認容 国側敗訴)

原告適格が争点

安全審査の中身が争点

## 「もんじゅ」控訴審判決の技術的問題点

